

**第1回しあわせを伝えよう！絵てがみ作品募集事業実施業務委託
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣 旨

この実施要領は、第1回しあわせを伝えよう！絵てがみ作品募集事業実施に係る業務を受託する者を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 委託業務名

第1回しあわせを伝えよう！絵てがみ作品募集事業実施業務

3 委託業務の概要

別紙「第1回しあわせを伝えよう！絵てがみ作品募集事業実施業務委託仕様書」のとおり
なお、仕様書の内容は、今後変更する可能性があります。

4 委託契約期間

契約締結日から令和7年3月24日（月）まで

5 委託業務に関する予算額（契約上限額）

6,350,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予算額は、契約時の予定額を示すものではありません。

6 委託業者選定方法

この事業の業務委託者の選定方式は、プロポーザル方式とします。受託を希望する方は、別に定める企画提案書等により提案してください。

プロポーザルの申込みがあった事業者から提出された企画提案書等の内容を審査し、総合的に最も優れた提案をした事業者を委託契約候補者とします。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用はすべて参加者の負担となります。

7 プロポーザル参加資格要件

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制であること。
- (2) 富山県庁または高志の国文学館で行う打合せに常時参加できる体制をとれる者であること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (7) 本件業務提案書等の提出日までにおいて、富山県の指名停止または指名保留の措置期間中でない者であること。
- (8) 本件業務提案書等の提出日までにおいて、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申し立て、または破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者ではないこと。
- (9) 銀行の取引停止、または差押えを受けていない者であること。
- (10) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、または執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (11) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと。
- (12) 暴力団またはその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等でないこと。
- (13) 上記（11）及び（12）、それらの構成員（以下「暴力団等」という。）の利益となる活動（暴力 団等と取引をし、資金等を供給し、または便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、または関与することをいう。以下同じ。）を行う法人等でないこと。
- (14) 役員等（法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団等の利益となる活動を行う法人等でないこと。
- (15) 役員等が暴力団等社会的に不適切な交友関係（相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。）を継続的に有している法人等でないこと。

8 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 上記7に定めた資格要件が備わっていないとき。
- (2) 内容の異なる複数の提案書等を提出したとき。
- (3) 提出のあつた提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 提出書類に虚偽または不正があつたとき。
- (5) 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかつたとき。
- (6) この他不正な行為があつたとき。

9 プロポーザル参加申込手続

プロポーザルへの参加を希望される方は、下記により提出ください。

- (1) 提出書類 企画提案参加申込書（様式1）

- (2) 提出形式 PDF
- (3) 提出期限 令和6年4月12日(金)17:00(必着)
- (4) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (5) 提出方法 Eメール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (6) その他 事情により参加を辞退する場合は、4月19日（金）までに、辞退届（様式任意）を提出ください。

10 企画提案書等の提出手続等

企画提案書等は下記により提出してください。

(1) 提出書類

①企画提案書（様式任意）

企画提案書には、以下の内容を記載すること。

- ・業務実施方針
- ・実施概要
- ・業務フロー図
- ・展示実施までのスケジュール

②会社概要（様式2）

③経費見積書(委託業務に係る概算経費見積)（様式任意）

プロポーザル参加者が、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、経費見積により算定した額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額を記載してください。（円未満切捨て）

- (2) 提出形式 PDF形式
- (3) 提出期限 令和6年4月22日(月)17:00(必着)
- (4) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (5) 提出方法 Eメール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）

11 企画提案書に関する質問の取扱い

企画提案書の提出に係る質問については、下記により提出ください。

- (1) 提出書類 質問書（様式3）
- (2) 提出期限 令和6年4月12日(金)17:00(必着)
- (3) 提出場所 富山県生活環境文化部高志の国文学館（連絡先は、「16」を参照）
- (4) 提出方法 Eメール（必ず電話で到達の確認をお願いします。）
- (5) 回答方法 参加申込のあった事業者全てに回答します。

12 企画提案書等の評価

(1) 審査方法

提出された企画提案書等の内容について審査（書面審査）を行い、契約候補者を選定する。提案者が1者の場合であっても、審査を実施するが、この場合は、評価基準点(30点以上)を満

たしているかどうかで選定の可否を決定する。

(2) 審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(3) 選定結果の通知

選定結果は、企画提案書の提出があった事業者のみに対して書面で通知します。

選定結果に対する異議申立は、受け付けません。

13 契約手続き等

県と契約候補者は委託業務に係る仕様書を協議し、確定させた上で委託契約を締結します。仕様書の内容は、契約候補者がプロポーザル提案した内容が基本となりますが、契約候補者と県との協議により最終的に決定します。

なお、協議が整わない場合は、審査結果において総合評価が次点の候補者と協議することとなります。

14 その他

(1) 事業の実施に伴うコンテンツの著作権については、県に帰属することとし、県は事前の連絡なく加工及び二次利用できるものとします。

(2) 受託者は、業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできませんが、業務の一部については、受託者があらかじめ県と協議し、県が認めた場合に限り第三者へ委託、または請け負わせることができます。

(3) 事業に係る具体的な内容を把握したい場合は、質問票で別途お問合せください。

(4) 本事業は国の交付金を活用する事業であるため、業務完了後に会計検査等への対応が生じる場合があります。

15 スケジュール（予定）

(1) 参加申込み・質問受付期限	4月12日（金）17時
(2) 参加辞退届提出期限	4月19日（金）17時
(3) 企画提案書等提出期限	4月22日（月）17時
(4) 審査結果通知	4月下旬
(5) 契約締結	5月上旬

16 提案書等の提出先、本件についてのお問い合わせ先

〒930-0095 富山市舟橋南町2-22

富山県生活環境文化部高志の国文学館 棚辺

TEL 076-431-5492 FAX 076-431-5490

EMAIL akoshinokuni@pref.toyama.lg.jp